

# 養父市農業委員会

## 第28回会議録

令和7年1月24日

養父市農業委員会

## 養父市農業委員会第28回会議録

1. 開催日時 令和7年1月24日（金曜日） 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

### 3 議 事

議案第89号 農用地利用集積計画の承認について

議案第90号 非農地証明交付申請の承認について

議案第91号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

#### 報告事項

報告① 農地の使用貸借の解約通知について

報告② 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知について

報告③ 農地法第3条の規定による許可申請について

報告④ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

### 4. 出席農業委員（13名）

1番 谷垣重俊

2番 吉村英之

3番 藤原健次

4番 坂本光

5番 前川章

6番 濱田房子

7番 珍坂聡

8番 圓山満

9番 山根達夫

10番 藤原義幸

11番 木下計介

12番 秋山博

13番 西谷英樹

### 5. 欠席農業委員（0名）

無し

### 6. 出席推進委員（8名）

14番 小林誠

15番 内田重雄

16番 齋藤隆之

17番 荒木奈見

18番 谷村昭雄

22番 上垣美由紀

23番 宇佐見孝一

25番 米田渡

### 7. 欠席推進委員（4名）

19番 藤本浩一郎

20番 栗田匡晃

21番 鎌谷壽三男

24番 井上勝雄

### 8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦

主幹 福垣 周作

主査 東 宏樹

主事 西村 陽聖

事務局 : それでは、第28回農業委員会総会を開会いたします。  
開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

山根会長 : 皆さん、こんにちは。本日も午前中より関係委員の方、現地確認、大変御苦労さんでした。また新しい年になりましたが、昨年よりコロナウイルス、それからインフル、マイコプラズマですか、そういった病というかはやっています、今年もまたそれがはやっているみたいで、皆さんも十分にお気をつけてやってもらいたいと思います。

そしてまた、今年は私たち委員の任期が、3年が切れる年にもなっております。それでも、あとまだ10か月余りはありますので、皆さん、最後までよろしくお願ひしたいと思ひますのと、本日も慎重審議、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

事務局 : 初めに会議の成立報告をいたします。本日、農業委員、出席全員でございます。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の農業委員会総会は成立いたします。

なお、農地利用最適化推進委員については8名の出席ですので、併せて報告をさせていただきます。

総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第5条に会長が総会の議長となり、議事を整理すると規定されておりますので、山根会長、お願ひいたします。

議長 : 養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。

本日は、12番の秋山農業委員と13番の西谷農業委員にお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。議案第89号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 : 1ページを御覧ください。議案第89号「農用地利用集積計画の承認について」です。公告は令和7年2月3日を予定しております。

1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が36,590平方メートル、30筆、合計36,590平方メートル、30筆です。利用権の設定を受ける戸数は24戸、設定をする戸数は12戸となっています。

次に、設定する利用権の概要ですが、利用権の種類は使用貸借権です。利用権の内容別に見ますと、使用貸借権が29筆、35,348平方メートル、うち新規が29筆、35,348平方メートル、解除条件付使用貸借が1筆、1,242平方メートルとなっております。利用権の始期は公告日からで、契約の年数は、9年契約が5筆、6,566平方メートル、10年契約が25筆、30,024平方メートルです。詳細

については、次のページ以降に記載をしております。

4 ページの 8 番につきましては、株式会社による解除条件付の使用貸借になります。

5 ページから 9 ページが農地中間管理事業を活用するもので、農地の貸出しする所有者と農地中間管理機構から借受けする耕作者を記載をしております。貸借期間は全て令和17年3月31日までの10年間となっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。よろしいですか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第89号を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第90号「非農地証明交付申請の承認について」を議題いたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 10ページを御覧ください。議案第90号「非農地証明交付申請の承認について」です。

1 番、八鹿町朝倉の土地 5 筆で、面積が1,140平方メートルです。所有者は滋賀県大津市の方で、非農地の事由としましては、平成12年頃から宅地化・雑種地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは11ページから16ページとなっております。

2 番、関宮の土地 1 筆で、面積が115平方メートルです。所有者は関宮の方で、非農地の事由としましては、昭和53年頃より宅地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは17ページから21ページとなっております。20ページに現況写真をつけておりますけども、少し家を写しておりますが、少し境界等、分からなくて、本来引いてあります赤い枠囲いはしてありませんが、ここが非農地の場所ということになります。補足として説明をさせていただきました。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。  
番号 1 番の八鹿町朝倉の件について、担当農業委員より説明を求めます。

7番、珍坂農業委員。

珍坂委員： 7番、珍坂です。今朝ほどは皆さん御苦労さまでした。申請地につきましては、朝倉の土地になります。場所は11ページにありますように、八鹿のトライアルから朝倉向きに入って、朝倉の村中を通らずにバイパス沿いにあります。公園の横になるのかな、航空写真の赤枠で囲ってあるところになります。

字限図としましたら、13ページにありますように5筆、それぞれにあります。1か所固まっていますから、14ページ、15ページを見ていただいて、写真等もついておりますけど、現況、雑種地というか草も生えて木も生えてという格好になっているとこや、倉庫や倉や車庫が建ってる現状になります。

次のページに始末書もありますように、平成12年頃までは畑で耕作していたようですけども、水利も悪く、その後耕作者がいなくなり、現況のように荒れ果てたことになりました。これ、持ち主がもうこちらにおられないので、処分をしたいということで、非農地証明申請して、現況のとおりでありますので、よろしくをお願いします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

1番、谷垣農業委員。

谷垣委員： 1番、谷垣です。今朝ほど現地を見させていただきました。14ページ、15ページの現況写真にもありますように、かなり全部で1反ほどの土地でありますけれども、広範囲に家屋等も建っておるようなところ、それから畑地のところも草が生えておって、また木も生えておったりしまして、建物自体はきれいですけれども、畑の分については、随分と荒れているというような状況で、長い間手が入っていないなというような状況でありました。この申請どおり非農地ということでも問題はないかというふうに思います。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。

14番、小林推進委員。

小林推進委員： すみません、小林です。先ほど委員さんが述べられたとおり、非農地証明のあれで結構だと思いますので、よろしくをお願いします。

議長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。よろしいか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第90号の1番を採決いたします。本案を原案どおり決

することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の関宮の件について、担当農業委員より説明を求めます。

6番、濱田農業委員。

濱田委員： 6番、濱田です。失礼します。場所なんですけども、関宮のほう国道9号線から上がっていただいて、うちの工場といっても分からないでしょうけど、工場の裏のそこから町の中に入る道がありまして、そこ800メートルほど入っていただいたら、右手にお寺に上がる道がありまして、18ページ見ていただいたら、丸で囲ってある横がお寺になるんですけども、その横に家が建っております。この家は、今の持ち主の方のお父さんが大分前に亡くなったときに、その後、仏壇のほうからちょっと火が出て火事になったんです。全焼は免れたんですけど、前の部分が火事になって焼けたので、そのときに、家を建て直しされたときに、ちょっと建て増しして農地のほうに家を建てられたようなんです。

今回、1人で住んでおられた方が亡くなられて、家のほうを空き家バンクのほうに登録するというので、市役所に申請に行ったときに、ここが畑でそこに家が建っているよと言って指摘されて、地目変更の申請を出されたみたいです。今の家も、20ページですか、しっかり建っていて、今さらこれをのけて畑にするということは、まず不可能かと思いますので、皆さんの審議のほうをよろしくお願いします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

3番、藤原健次農業委員。

藤原健委員： 3番、藤原です。先ほど地元の農業委員の方から詳しく説明があったとおりでして、最後の21ページにも火災当時の建物ということで、始末書も書かれていますので、ひとつよろしくお願いします。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第90号の2番を採決いたします。本案を原案どおり決

することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第91号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 22ページを御覧ください。議案第91号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」です。

申請番号1番、養父市上箇の土地1筆、面積は471平方メートルのうち、48平方メートルです。申請人は養父市上箇の方です。こちらは以前、農業用倉庫を建設することとして、181平方メートルを令和4年5月、その後、倉庫の拡張が必要となり、60平方メートルを追加申請として令和4年8月に申請があり、既に許可を得ているものです。

今回は、その敷地の法面が大雨などにより崩れてしまうため、敷地を拡幅し補強をすることが転用の目的です。転用面積48平方メートルを加えますと、今回の転用を合わせまして、全体の転用面積は289平方メートルとなります。関連ページは23ページから26ページです。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1番の上箇の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域内にある農地ですが、用途変更が行われており、農用地の用途区分が農業用施設となっております。転用の内容も農業用施設であることから転用の対象となります。一般基準においては、資力、信用について同意書等にて確認し、計画日程及び内容からも、事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第4条第6項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。

次に、担当農業委員より説明を求めます。

8番、圓山農業委員。

圓山委員： 8番、圓山です。よろしく申し上げます。今朝方は現地調査班の皆さん、大

変お疲れさまでした。ありがとうございました。

23ページを御覧ください。場所は養父地域局、広谷郵便局と航空写真で見ただけでしたら分かるんですけど、その裏側、郵便局の裏になります。赤丸で囲まれた黄色の線が以前申請していただいて許可していた部分で、その隣、細く緑の部分があるんですけど、ここが今回の申請地になります。

25ページを御覧ください。転用理由の法面が大雨で崩れるということなんですけど、それにしてもこの赤い斜線で囲まれたところ、幅が3メートルと広いんじゃないかと思われると思いますが、ここの農業倉庫の、この図でいうと左側のほうになるんですけど、生産物を直売所というか、家族で売りたいということで、ちょっとしたスペースにお店を、お店というか露店に近い感じで商品を並べたりして、のぼりを立てたりして、秋なんかですとお米を直売されたりして、結構、一生懸命されているところなんです。それで、奥さんがSNSをされるのか、そういう関係でお客さんがぼろぼろ来られることがあるようになって、この施設の周りの、周辺の農道なんですけど、車1台止めるとほぼ埋まってしまう幅なので、やはり駐車場というか車がちょっと待避できる場所もないといけないんじゃないかということで、3メートルという幅の法面から広めにちょっと埋立てをされて、臨時の駐車場とかにも使いたいんですというような話をされていました。この埋立てによって周辺農地に影響等もないと思われますし、やっぱり路上に駐車されて近隣の方から苦情が出て、せっかく一生懸命されているのにマイナスになってしまいますので、この申請は妥当かなと思われるので、審議のほうよろしくお願いします。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

2番、吉村農業委員。

吉村委員： 2番、吉村です。今朝ほど現場に調査いたしました。地元委員さんの御丁寧なる説明のもと、何ら私が改めて説明に加える言葉もありません。ひとつ皆さん方の御理解をよろしくお願いいたします。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。

18番、谷村推進委員。

谷村推進委員： 18番、谷村です。今、御説明があったとおりです。よろしくお願いいたします。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

前川委員、どうぞ。

前川委員： 前川です。一つ確認なんですけども、農地法の中に農業施設を建設する場合は、たしか農地法施行規則で200平方メートル以下だったと思うんですけども、これは全体で200平方メートル、さっききちっと話を聞きそびれてしまったんですけども、200平方メートル以下なのか、あるいはその農地法施行規則の何条かは忘れちゃったけども、それに抵触しないのか、そこをちょっと教えていただきたいんですけども。

議長： 事務局。

事務局： 御指摘があったとおり、200平方メートル未満であれば、農地転用の許可はもう不要ということで届出をいただいております。説明させていただいた中で、令和4年の5月の段階では181平方メートルということで、ここは届出をいただいております。その後、倉庫の拡張で60平方メートル追加されましたので、この段階で241平方メートルとなっておりますので、令和4年の8月からは転用の許可を得て増築ということをお願いしております。今回も48平方メートルなんですけども、全体の面積としては289平方メートルになりますので、200平方メートルを超えるということで、農地転用の許可の申請に切り替えていただいているという状況です。

前川委員： 分かりました。

議長： ほかにありませんですか。よろしいですか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第91号の1番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。報告①、農地の使用貸借の解約通知について、事務局より説明を求めます。

事務局： 27ページです。報告①農地の使用貸借の解約通知についてです。

届出番号1番、八鹿町八木の土地2筆で、面積が合計2,147平方メートルです。貸人は八鹿町高柳の方、借人は八鹿町高柳の株式会社です。合意解約年月

日は令和6年12月31日、土地の引渡しも同日です。解除条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用する予定です。

届出番号2番です。蕨崎の土地1筆で、面積が2,506平方メートルです。貸人は宝塚市の方、借人は八鹿町高柳の株式会社です。合意解約年月日は令和6年11月1日、土地の引渡しも同日です。解除条件なしの合意解約によるもので、今後は売却を予定をされています。

届出番号3番、蕨崎の土地1筆で、面積が730平方メートルです。貸人は宝塚市の方、借人は蕨崎の方です。合意解約年月日は令和6年11月1日、土地の引渡しも同日です。解除条件なしの合意解約によるもので、今後は売却を予定されています。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。それでは、この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長：質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

続きまして、報告②農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知について、事務局より説明を求めます。

事務局：28ページです。農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知についてです。

届出番号1番、八鹿町高柳の土地1筆で、面積が2,040平方メートルです。貸人は八鹿町高柳の方、借人は八鹿町高柳の株式会社です。合意解約年月日は令和6年12月31日、土地の引渡しも同日です。解除条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。それでは、この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長：質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

続きまして、報告③農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。

事務局：29ページを御覧ください。報告③農地法第3条の規定による許可申請についてです。

1番、餅耕地の土地1筆で、面積が178平方メートルです。譲受人は十二所の方、譲渡人は餅耕地の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が11月29日、許可日が12月16日となっています。

2番、八鹿町下小田の土地1筆で、面積が1,418平方メートルです。譲受人は八鹿町下小田の方、譲渡人は東京都豊島区の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が12月5日、許可日が12月16日となっています。

3番、八鹿町宿南の土地1筆で、面積が109平方メートルです。譲受人は八鹿町宿南の方、譲渡人は大阪府大阪市の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が12月18日、許可日が1月6日となっています。

4番、長野の土地1筆で、面積が1,028平方メートルです。譲受人は三谷の方、譲渡人は神戸市の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が12月24日、許可日が1月6日となっています。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長：質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

続きまして、報告④農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明を求めます。

事務局：報告④農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

1番、申請場所は上野の土地16筆、合計面積が6,868平方メートルです。申請人は上野の方です。取得した日が令和4年9月27日、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。

2番、申請場所は別宮の土地7筆、合計面積が5,551平方メートルです。申請人は大阪府豊中市の方です。取得した日が令和6年11月8日、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。

3番、申請場所は浅野の土地10筆、合計面積が4,213平方メートルです。申請人は浅野の方です。取得した日が令和6年12月18日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。

4番、申請場所は八鹿町上網場の土地2筆、合計面積が1,728平方メートルです。申請人は八鹿町下網場の方です。取得した日が令和6年12月9日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

いいかな、事務局、ちょっと1つ質問です。2番の別宮の件ですけど、この

譲受人が大阪、豊中の方ですね、で、これを見たら田が3筆ありますわ。田が3筆あって、これはもう次に誰か耕作する人がおられますか。

事務局 : 田3筆あるんですけども、農地政策課の地図で見ますと、非農地通知がいておりまして、もう非農地判断済ということで、管理はしなくて大丈夫です。

議長 : 分かりました。  
ほかに質問ありますか。よろしいですか。

( 質 疑 な し )

議長 : 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。  
これで報告事項は終了いたしました。  
以上で第28回農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議長 小根達夫

署名委員 西谷英樹

署名委員 秋山 博